

仕 様 書

本仕様書は、格付けの決定に係る委託業務に関する委託事項について定める。

1 業務の目的

本業務の目的は、以下のとおりとする。

- (1) 中立的な第三者機関による格付けを取得することで、行財政運営の透明性を対外的に保証し、情報開示に積極的な本市の姿勢をアピールすること。
- (2) 格付けの取得を通じて、財政基盤、財政状況及び行財政運営に関する客観的な評価を公表することで、市民や金融市場への説明責任を果たすとともに、信頼性を向上すること。
- (3) 新たな投資家層の開拓、市債購入者の拡大により、有利な条件で安定的に市債を発行することや資金調達手段の多様化や市場評価の安定化によって京都市債の信用力を向上すること。

2 業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 本市の発行体格付けの決定
- (2) 本市における令和4年度新規発行債及び既発債に対する債券格付けの決定
- (3) 決定した格付けの公表
- (4) 投資家・市場関係者などへの情報発信

3 業務期間

業務期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日とする。

4 秘密の保持

- (1) 本業務の受託者は、機密情報を格付けの過程においてのみ使用し、適用される法律、規則及び規定に基づき、政府又は監督当局の指示により保管するものとする。また、書面により事前に本市の合意を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 契約の履行に関して本市が提供した情報のうち、本市が書面により情報の所有及び機密性に関し通知したものは、次の各号に定めるものを除き、前項に定める機密情報とする。

ア 既に公表され、又は今後公表される情報

イ 本市が提供する前に、非機密情報として入手した情報

ウ 機密性に関する合意を締結していない、又は該当情報の開示を禁じられていない第三者から非機密情報として入手した情報

エ 機密情報を参照しないで独自に作成した情報

オ 公表されなければ投資家の判断を誤らせる可能性のある情報

- (3) 前2項の規定に関わらず、受託者が証券に対する格付け及び証券並びに関連取引に関する見解を公表することを制限しない。

7 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、本市、受託者の両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。